

# 確定拠出年金 (DC) 加入者の皆さまへ マッチング拠出制度の新規申込・金額変更の 募集を開始いたします！

■毎年4月はマッチング拠出制度の新規申込・掛金額変更の募集期間です。

■年に1度のこの機会に、ぜひマッチング拠出制度をご検討ください。

## Q. マッチング拠出制度ってどんな制度??

⇒会社の拠出金に加えて、従業員の皆さんも掛金の拠出ができる制度です。

彩確定拠出年金プランでは、**約53%** (※) の方にご利用いただいている制度です。

主に**3つ**のメリットがあります。

(※) 2022年2月1日時点でマッチング拠出が認められている加入者の中でのマッチング利用率



メリット1

**給与天引き**なので、意識しなくてもコツコツ積み立てられる！



メリット2

金額は**自身で選択**できる！ 変更・停止・再開も可能！



メリット3

「拠出時」「運用時」「受取時」に**税の優遇**が受けられる！

たとえば、毎月2,000円を30年間積み立てた場合・・・

マッチング拠出によって**約14.4万円の非課税効果**(※)が受けられます！

(※) マッチング拠出金は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となります。



### ■運用中の税制優遇

確定拠出制度での運用収益は非課税です。  
(通常は20%程度課税されます)

### ■受取時の税制優遇

年金で受け取る場合は「公的年金等控除」、  
一時金で受け取る場合は「退職所得控除」の  
対象となります。

## 【留意事項】

- DC制度は老後のための資産形成制度であり、法令上原則60歳からの受取となります。
- 新規申込・金額変更の受付期間は、1年に1回のみとなっております。(拠出の停止は毎月受付しております)
- マッチング拠出金は、法令上の上限額があります。詳しくはマッチング制度の届出書をご参照ください。

# マッチング拠出制度 新規申込・金額変更 お申し込み方法について

## 【募集内容】

- ① マッチング拠出制度を新規で始めたい方（再開したい方）
- ② マッチング拠出制度の加入者掛金額を変更したい方
- ③ マッチング拠出制度を停止したい方（停止は毎月受付しております）

創設導入専用 彩企業年金基金 資料

確定拠出年金「マッチング拠出制度」届出書

■本枠内をご記入ください。

①

記入日	年	月	日
生年月日	年	月	日
カナ氏名			
氏名			

■届け出る項目にチェックをしてください。

②

マッチング拠出欄

(1) マッチング拠出を始める（再開する）

マッチング拠出で拠出する掛金額を記入してください。

0 0 0 円

※① マッチング拠出で拠出する掛金額は、1,000円単位で選択でき、給与天引きされます。

※② 会社が拠出している掛金以上の金額は選択できません。

※③ 会社が拠出している掛金との合計額が2,500円以下となるように選択してください。

チェック欄

(2) マッチング拠出を停止する

停止する年月を記入してください。

年 月

※① 毎月申し込めます。

※② 必ず停止する月の前月10日までに申請してください。

チェック欄

(3) マッチング拠出の金額を変更する

現在のマッチング拠出の掛金額を記入してください。

0 0 0 円

変更後のマッチング拠出の掛金額を記入してください。（(1)の※①～③を満たす金額を記入してください）

0 0 0 円

※ 毎年1回、4月1日から4月30日までの間で申請でき、拠出額の変更は申込の翌月からになります。

基金使用欄

事業所名 加入者番号 委託印

従業員番号

## お手続きについて

- ① 事業所のご担当者様より、左記の「マッチング拠出制度」届出書をお手取りしてください。
- ② 必要事項をご記入の上、**4月21日**までにご担当者様へ提出してください。

## ご記入方法

- ① **記入日・生年月日・氏名**  
必要事項を記入してください。
- ② **お申込み欄にチェックしてください**
  - (1) マッチング拠出を始める（再開する）  
今回、新規でお申込みされる方、または再開される方はチェックいただき、金額をご記入ください。
  - (2) マッチング拠出を停止する  
現在マッチング拠出を実施している方が、拠出を終了する場合にチェックをいただき、停止する年月を記入してください。（停止は毎月受付しております）
  - (3) マッチング拠出の金額を変更する  
現在マッチング拠出を実施している方が、拠出金額を変更する場合にチェックをいただき、現在の金額と変更後の金額を記入してください。

## 【開始・変更の時期】

■5月掛金分（6月拠出）から開始・変更いたします。

ご不明点等ございましたら、当基金までご連絡ください  
〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区榎引町1-3 彩企業年金基金  
TEL：048-652-1260 FAX：048-651-2855 <https://sai-kikin.or.jp/>